

◎川場村内水道水の放射能分析結果報告

川場村内8カ所の浄水池で水を採取し、放射能分析を行った結果は以下の通りである。
 ※下記表の中の「検出せず」もしくは「1Bq/kg未満」とは8カ所どの採取地でも検出しなかったもしくは1Bq/kg未満の値であったことを意味する。

採取日	H23.3.29	H23.5.10	H23.6.15	H23.7.14	H23.8.9
ヨウ素	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
セシウム	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず

採取日	H23.9.13	H23.10.18	※2 H23.11.14	H23.12.12
ヨウ素	検出せず	検出せず	10Bq/kg未満	10Bq/kg未満
セシウム134	検出せず	検出せず	10Bq/kg未満	10Bq/kg未満
セシウム137			10Bq/kg未満	10Bq/kg未満

採取日	H24.1.16	H24.2.6	H24.3.12	H24.4.9
ヨウ素131	10Bq/kg未満	10Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム134	10Bq/kg未満	10Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム137	10Bq/kg未満	10Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満

採取日	H24.5.14	H24.6.11	H24.7.9	H24.8.20
ヨウ素131	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム134	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム137	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満

採取日	H24.9.10	H24.10.15	H24.11.12	H24.12.10
ヨウ素131	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム134	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム137	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満

採取日	H25.1.21	H25.2.18	H25.3.11	H25.4.9
ヨウ素131	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム134	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム137	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満

採取日	H25.5.20	H25.6.10	H25.7.8	H25.8.12
ヨウ素131	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム134	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム137	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満

採取日	H25.9.9	H25.10.9	H25.11.18	H25.12.9
ヨウ素131	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム134	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム137	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満

採取日	H26.1.20	H26.2.24	H26.3.10	H26.4.14
ヨウ素131	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム134	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム137	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満

※平成26年4月より、検査が隔月になりました。

採取日	H26.6.9	H26.8.26	H26.10.20	H26.12.8
ヨウ素131	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム134	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム137	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満

採取日	H27.2.16	H27.4.13	H27.7.13	H27.10.19
ヨウ素131	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム134	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満
セシウム137	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満	1Bq/kg未満

採取日	H28.1.18			
ヨウ素131	1Bq/kg未満			
セシウム134	1Bq/kg未満			
セシウム137	1Bq/kg未満			

※1 測定器：ゲルマニウム半導体検出器

所見：原子力安全委員会により示された「飲料物摂取制限に関する指標」未満であった。

※2 11月14日採取分より、検査機関が「財団法人 日本分析センター」から「社団法人 群馬県薬剤師会」へ変わったため標記が変更。また、セシウムについてはセシウム134、137の2検体の有無を検査。

※3 3月12日採取分より規制がより厳しくなり、放射性物質が1Bq/kg以上の数値が出た場合、数値と採取地を報告するものとする。

※4 3月11日採取分より新たに谷地、門前の浄水池が追加され、村内8カ所の検査となった。

※5 H25.4採取分より、湯原・谷地・川東・滝の沢・門前・谷地簡易水道の5カ所の検査となった。